特定空家等の除却命令及び代執行に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第22条第10項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年７月10日　　太田市長　穂積　昌信

１　対象となる特定空家等

所在地　群馬県太田市新島町939番地

建築物用途　工場

建築物構造　軽量鉄骨造・鉄骨造　２階建て

上記建築物に附属する工作物（ブロック塀）

２　所有者等が行うべき措置の内容

１の特定空家等の除却、敷地内のごみ及び放置車両の撤去並びに特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等の搬出及び適切な処分

３　措置の期限　令和８年７月25日

４　市長等による措置

３の期限までに２の措置が履行されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「措置実施者」という。）が、法第22条第10項の規定により当該措置を行う。なお、当該措置後、所有者等が確知された場合は、措置に要した費用を徴収する。

５　動産等の取扱い

市長又は措置実施者が４の措置を行うときは、本件特定空家等の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去、処分する。動産等について権利を主張しようとする者は、３の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、６の問合せ先へ通知すること

６　問合せ先

担当　太田市都市政策部まちづくり推進課

電話番号　0276―47―1843

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物又はこれに附属する工作物その他（以下「建築物等」という。）について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により公告する。

令和８年７月10日　　胎内市長　井畑　明彦

１　対象となる当該建築物等の概要

(1)　所在地　胎内市栗木野新田51番地１

(2)　用　途　専用住宅

(3)　構　造　木造

(4)　規　模　147.64㎡

２　所有者等が行うべき措置の内容

当該建築物等の除却

３　必要な措置を命ずるに至った理由

当該建築物等は、老朽化による構造部材の損傷が大きく、放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあり、通行する車両や歩行者等に影響を及ぼす危険な状況であることから当該措置を命ずるものである。

４　措置の期限　令和８年７月27日

所有者等が期限までに措置を行わない場合は、法第22条10項の規定により市長が当該措置を行う。

５　動産等の取扱い

市長等が２の措置を行うときは敷地内に残置されている動産を移動・撤去する。動産等について権利等を主張しようとする者は、４の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記問い合わせ先へ通知すること。

６　胎内市の掲示場への掲示

この公告の内容の詳細については、胎内市公告式条例（平成17年条例第３号）第２条第２項に規定する胎内市役所前掲示場において掲示する。

７　問い合わせ先

胎内市市民生活課生活環境係

電話　0254―43―6111